~個人情報、プライバシーを守りましょう~

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 60857-20-3143 80857-20-3052

情報について、 知られたくないと思う私的な あなた自身が、 ライバシー」といいます。 な、ごく私的な情報をも プライバシー のに、 他の人が勝手に 当然他の人に あなたの同意 の権利とは、

プライバシー の権利とは?

は知られたくない ます。そのような情報を「プ 私たちは、 誰でも他の人に と思うよう って

私たちは「便利だから」と

社が保管している個人情報が 事業者やクレジットカー ていますが、 いう理由でポイントカード レジットカ 企業に個人情報を提供し カ | インターネッ ドなどを作成 の不正利用 -ド 会

シリーズ 份 Vol.402

利を侵害されたりするなど、安心してされて身元調査などに悪用されたり、

たり

「 人 権」

しかし、

私たちが

し 現在、

てお

ij

り、とても便利になっています。私たちの生活の中には、たくさ

h

の

情報が行

き

13

ます

人情報とは?

評価に関する情報も含め、 たち個人と関連づけられるす ほか、私たちに対しての判断 のことです。 ての情報を意味します。 人ひとり個人に関する情報 個人情報」 家族関係などの事実の 名前、生年月日、 とは、 私たち 私

かか など、 レ クト

が知っていると感じた経験は前などの「個人情報」を誰か ありませんか? に自分の住所や電話番号、 売り込みの電話が頻繁に ってくるようになった」 登録した覚えがない 名 0)

わたしたちにできること

B

どについ ことは 施した県民意識調査による と、子どもの結婚について「家 平成26年5月に鳥取県が実 親の職業や社会的地位な て、 身元調査を行う 0)

開示したり提供したりされた情報を保有したり、第三者 ということを意味します。

身近で起きていること

「知らない通販会社からダ ルが届いた」「突

報が身元調査に利用されて 不正取得された市民の戸籍情 謄本不正取得事件が発覚し、 たことが分かりました。 の司法書士などによる、 戸 籍 61

> ことを考えてみましょう。 ちが人権を守るためにできる

「個人情報の保護」 ◆プライバシーマーク (Pマーク) 制度とは 個人情報を適切に取り扱うことのできる企業 や団体 (事業者)を審査し、認定する制度です

が侵害される事件が多く発生しています 、るなど、安心して自分らしく生きるに悪用されたり、プライバシーの権に知らない間に個人情報が不正に取得 な 及とともに、 \mathcal{O} 害されたという事例も急増 報や写真を公開されるなどで ています。 って無断でプライ ⁻プライバシー 時に、 今から また、 同和 ンタ 第三者の手によ の権利

を侵

-な情

も「電子版部落地名総鑑」がことが発覚しました。その後 落地名総鑑」を企業などが購 国の被差別部落を載せた「部 かどうかを調べるために、 入し身元調査に利用していた 40年前、 地区出身である 就職や結婚 全

記し、

取り組んでいます

など課題や施策の推進方針を

組む必要がある

た自身、

そして私たちの人権

を守ることにつながります。

「身元調査には応じな

61

身近なところで、

バシー」を守ることは、あな大切な「個人情報」「プライ

私たち一人ひとりにとって

発見されています。 さらには、 平成23年に一部

> 答 が 32 んはこの数字をどう思わ 3 對でした。

ネッ

O

普

なって取り組む必要がな行政と企業等や市民が一 基本方針」 の重要性が認識され人権が守 られる社会づくりのために、 本市では か? の中で「個人情報 「鳥取市人権施策 体と

れま

みなさ

平成 27 年度から平成 29 年度の介護保険料について

問い合わせ先 駅南庁舎高齢社会課 🕝 0857-20-3452 鼠 0857-20-3404 各総合支所市民福祉課 🕼 12 ページ)

65歳以上の方の介護保険料は、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあわせて3年ごとに見直し を行っています。平成27年度から3年間の計画において、計画期間中に必要となる保険給付に係る費用の見込 み量などを算定し、それに基づき次のとおり保険料を改定させていただくことになりました。

高齢化が進む中で、介護を必要とする方が増え、介護を社会全体で支える介護保険制度の重要性はますます高 まっています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

改定の主なポイント

- ■介護サービス利用者の増加などによる保険給付費の増 加に伴い、保険料基準額を年額で平均175時額します。
- ■第1段階の被保険者を対象に、消費税を財源とする公 費負担による保険料軽減を実施します。(軽減前0.50→ 軽減後 0.45 ※消費税率 10 添への引き上げ時に、対 軽減幅の拡大を予定)
- ■所得水準に応じたきめ細かな保険料段階とするため、 これまでの8段階から12段階設定に変更し、あわせ て負担水準の見直しを行います。

平成24年度~平成26年度

■国が示した保険料の標準料率を本市独自に引下げます。 新第2段階: 国標準0.75 → 本市独自0.625 → 本市独自 0.85 新第4段階: 国標準0.90

介護保険負担限度額認定証の更新申請について

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き 続き認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします。 介護保険法の改正により更新の申請方法が従来とは異なり ますので、ご注意ください。

介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 介護療養型医療病床)に入所中の方は、施設が申請手続き を行う場合がありますので、施設へご相談ください。在宅 で認定証をお持ちの方には更新のお知らせをお送りします ので、申請方法についてはそちらをご覧ください。

6月1日(月)~ 30日(火) ところ 駅南庁舎高齢社会課または各支所市民福祉課

本人および配偶者の印鑑、本人および配偶者の 通帳などのコピー

平成 27 年度~平成 29 年度

8

【介護保険料比較表】

保険料 段		対象者		算定方法	年 間 保険料	保険料 段 階	対象者		対象者	算定方法	年 間 保険料
1		#	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者	基準額× 0.5	32,000円		世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得 金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下	基準額× 0.45 (0.50)	33,615円 (37,350円)
2		市全員が	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額× 0.5	32,000円	1					
3	本人が市	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の合計所得 金額と課税年金収入額 の合計が120万円以下	基準額× 0.625	40,000円	2			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下	基準額× 0.625	46,688 円
4	民稅非	本人が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額× 0.75	48,000円	3		課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額× 0.75	56,025 円
5	税	税帯	本人は市民税非課税だが、世帯に課税者がいる	基準額	64,000円	4	税	球税 課税者がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額× 0.85	63,495 円
(基準)	者がいる				5 (基準)			本人の前年の合計所得金	基準額	74,700 円
			本人の前年の合計所得 金額が 190 万円未満	基準額× 1.25	80,000円	6			本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	89,640円
6						7			本人の前年の合計所得金 額が120万円以上190 万円未満	基準額× 1.35	100,845 円
7		本人	本人の前年の合計所得金額が190万円以上380万円未満	基準額× 1.5	96,000円	8		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金 額が190万円以上290 万円未満	基準額× 1.65	123,255 円
		人が市民税課税				9			本人の前年の合計所得金 額が290万円以上400 万円未満	基準額× 1.85	138,195円
8			本人の前年の合計所得 金額が 380 万円以上	基準額× 1.75	112,000円	10			本人の前年の合計所得金 額が400万円以上600 万円未満	基準額×2	149,400円
						11			本人の前年の合計所得金 額が600万円以上800 万円未満	基準額× 2.1	156,870円
						12			本人の前年の合計所得金 額が800万円以上	基準額× 2.2	164,340円

※()内は、平成27年度から公費負担により実施する保険料軽減措置前の料率および保険料です。

Tottori City News Letter 2015.6 とっとり市報 2015.6